

託送供給等約款の認可に係る補正申請について

平成29年2月28日
北陸電力株式会社

当社は、昨年10月に認可申請をした託送供給等約款について、経済産業大臣からの指示（2月17日受領）を踏まえ、本日（2月28日）、内容を補正した認可申請書を提出いたしましたのでお知らせします。

当社は、昨年10月、平成29年4月1日を実施日とする託送供給等約款の認可申請^{※1}を行いました。その後2月17日に、経済産業大臣より下記事項について申請内容を補正し2月28日までに提出するよう指示を受けました。（平成29年2月17日お知らせ済み）

これを踏まえ、本日（2月28日）、同約款の内容を補正した認可申請書を経済産業大臣に提出いたしました。今回の申請に係る補正内容は別紙のとおりです。

なお、今回の託送供給等約款の認可申請に伴う託送料金の変更はありません。

記

（指示事項）

- ・「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（2月17日公布）」の規定を踏まえ、電力量調整供給の特別措置^{※2}に関する改正を適切に反映すること

以 上

別 紙：託送供給等約款の補正申請（概要）

※1 託送供給等約款の認可申請の概要

託送供給等約款とは、新電力や当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。申請内容は、ネガワット取引の制度化に伴い、ネガワット取引に対するインバランス供給、需要抑制量調整供給契約の契約要件等について規定するもの。

※2 電力量調整供給の特別措置

再生可能エネルギー固定価格買取制度の改正を踏まえ、平成29年4月以降に買取義務者となる送配電事業者の買取に係る再生可能エネルギー電気のうち、再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく特定卸供給について、インバランス（補給・購入）料金の算定を行う対象とすること。

託送供給等約款の補正申請（概要）

1. 主な補正内容

再生可能エネルギー電気[※]の特定卸供給に対するインバランス供給

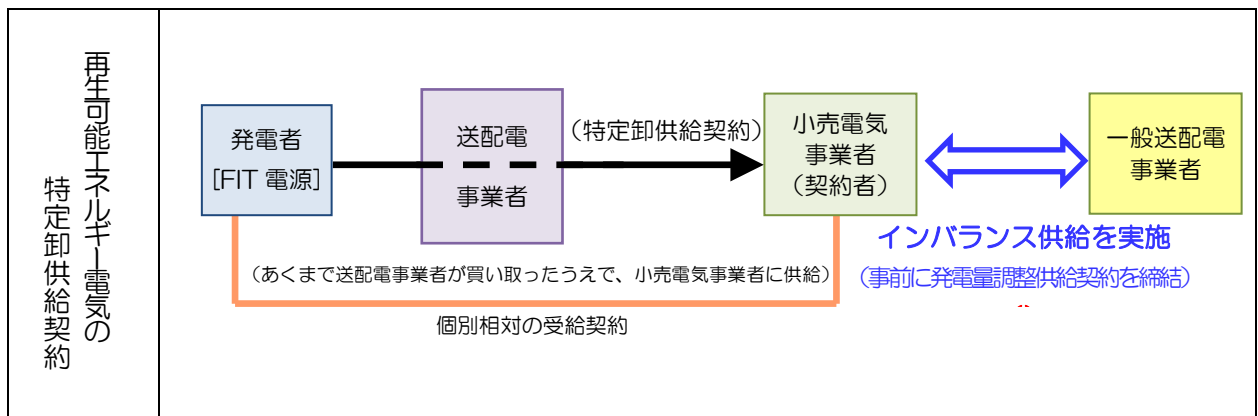
- ・当社の送配電部門は、小売電気事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款（平成 28 年 12 月 27 日経済産業大臣へ届出）に基づく特定卸供給を受ける際に生じる過不足分（計画値と実績値の差分）を補給・購入（インバランス供給）する。
- ・インバランス供給に対する料金は、卸電力取引市場における市場価格に連動した料金とする。

※ 太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーで発電した電気

2. 実施日

平成 29 年 4 月 1 日

【参 考】再生可能エネルギー電気の特定卸供給（イメージ図）



以 上